

平成27年
10月より

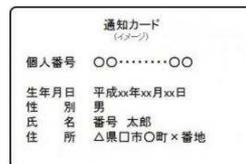
マイナンバー制度が はじまります



ご存知のように、10月からいよいよマイナンバー制度がスタートします。開始にあたり、社会保険分野で事業主の皆様にご準備いただきたいことをご案内いたします。

マイナンバー制度とは？

国民一人ひとりに番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で複数の機関に存在する個人の情報が同一であることを確認できるようにする制度。さまざまな手続を効率化したり、所得を正確に把握することで不正を防ぎ、適正な給付や税徴収につなげることも目的としています。



通知カード(イメージ)

今年10月に全国民に配布される、マイナンバーが記載されたカード



マイナンバーカード(イメージ)

申請すると交付される、写真とICチップ付きのカード。身分証明書にもなる

制度導入で何がどう変わるのでしょようか？

◇ 従業員等に係わる手続が変わります

- ・従業員等（役員、パート、アルバイトを含む）と、扶養家族のマイナンバー把握・管理

入社の際にはマイナンバー収集と本人確認が必要になります。また、退職の際には収集したナンバーは廃棄するなど、厳格な管理が求められます。

- ・社会保障関係、税務書類に各人のマイナンバーを記載

雇用保険・社会保険・税務関係の書類には、各従業員のマイナンバーを記載しなければなりません。

◇ 法人番号も付与されます

公的機関へ書類を提出する場合には、法人番号の記載も必要になります。

◇ その他、こんなことも変わるかもしれません

源泉徴収・住民税の特別徴収・社会保険料の納付状況が紐付けされることにより、下記のような確認ができるようになることも予想されます。

- ①アルバイト・パート労働者や契約社員・嘱託社員の中に社会保険の未加入者がいる
- ②社会保険料が適正かどうか
- ③一定の収入があるにもかかわらず、扶養に入っている etc.



マイナンバー制度のスケジュールと 準備していただきたいこと



平成27年
10月

平成28年
1月

平成29年
1月

- 番号通知カード郵送
(住民票の住所)
- マイナンバーカード
申請開始

- マイナンバーカード
交付
- 雇用保険の届出での
番号記載を開始

- 社会保険の届出での
番号記載を開始

平成27年10月までに

- ・ナンバー収集の方法、
日程を決定
 - ・組織体制の整備、担当
部門・担当者の明確化
 - ・安全管理措置（漏えい
防止等）の検討
 - ・従業員への周知
- 住民票の異動が必要な従業員は済ませておくこと**

※個人番号の通知カードは住民
票の住所に届きます

平成27年10月～年末

- ・在籍従業員と被扶養家族
のナンバー収集、身元実在
確認
- ・入社、退社のたびに個人
番号を収集、または廃棄す
るなど、安全に番号を管理

平成28年1月以降

- ・雇用保険関係書類に個人
番号を記載して申請
- ・入社、退社のたびに個人
番号を収集、または廃棄す
るなど、安全に番号を管理

10月に送られる通知カードは**必ず受け取り、ご本人が
提示できるように保管しておくこと**をご周知ください！
(通知カードが手元にないと、手続きが一切できません)

マイナンバー制度 政府広報ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
(事業者向け広報資料なども上記ホームページよりご覧いただけます)

☆ 制度導入に伴うご準備、運用におけるアドバイス等につきましては、
今後も弊所より随時ご案内いたします。

 岡本社会保険労務士事務所

※平成27年3月末現在の情報に基づいて作成しています。

〒658-0015 神戸市東灘区本山南町8-6-26
東神戸センタービルE棟3階S2号室
TEL.078-411-9939 FAX.078-411-9938
info@sr-okamoto.com
<http://www.sr-okamoto.com>